



## 緊急的中小企業支援策を**拡充**します

町内の商工業などの中小企業者の皆さまを支援するため、町では平成20年12月から各種の緊急的中小企業支援策を実施していますが、現下の経済情勢を勘案し利子補給および信用保証料補給制度の緊急対策を、令和8年度から拡充することとしました。

ただし、利子および信用保証料補給制度の対象融資金額は1,500万円までとします。

### 1 利子補給制度の充実

従来は、支払利子額の1%分の利子額（※利率が1%に満たないものは利子額相当分）を3年間助成していましたが、助成期間を延長し5年間助成します。

【適用期間：令和4年4月1日以降借入分から適用する】

### 2 信用保証料補給制度の充実

従来は、信用保証協会に支払う信用保証料額の4分の3以内の額を助成していましたが、信用保証料額の全額を助成します。

【適用期間：令和8年4月1日以降借入分から適用】

### 3 利子および信用保証料補給制度に係る対象融資

利子および信用保証料補給制度は、士幌町が行う融資制度のほか、士幌町商工会を經由して融資申し込みを行った日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）や北海道などの行う公的融資制度等も対象となります。

### 4 小規模企業者に対する円滑な資金供給制度

信用保証協会の保証付き融資は、貸し倒れが発生した場合に信用保証協会が損失を100%負担してきましたが、国の信用補完制度において「責任共有制度」が開始され、金融機関が20%部分の損失を負担し、信用保証協会は80%の負担割合となっています。この責任共有制度に併せて、小規模企業者の方々向けに設けられた全国統一保証制度である「小口零細企業保証制度」を導入して、信用保証協会の損失保証割合を100%とし、小規模企業者に対する円滑な資金供給を図ります。

#### ◆ご利用いただける方

○従業員数20人以下（商業またはサービス業の方は従業員数5人以下）

※中小企業信用保険法第2条第3項に定める「小規模企業者」の方が対象

○士幌町商工会へ所定の申込用紙により申し込みを行った方

○町税等を完納されている方

【制度改正時期：令和8年4月1日以降借入分から適用】

融資に関するご相談は、士幌町商工会（☎⑤2614）で受け付けています

☎ 産業振興課 商工観光労働係（コミセン内☎⑤5213）